

	質 問 内 容	回 答
1	介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業のうち、要件を満たすのであれば、「緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業」と「介護サービス事業所・施設における感染症対策支援事業」を両方補助を受けることは可能か。	可能です。ただし、一方の事業の補助対象経費の算定に計上したものは、他方の事業の補助対象経費として計上（二重計上）はできませんのでご注意ください。
2	介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業は、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していない事業所・施設でも補助対象となるのか。	お見込みのとおりです。
3	令和3年10月から12月までの間に指定等を受けている事業所・施設が補助対象となることだが令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設について、令和3年10月以降当該指定を受ける前に購入した衛生用品等の費用も補助対象となるか。	令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた事業所・施設については、当該指定を受けた日以降に購入した衛生用品等の費用が補助対象となります。
4	訪問介護の基準単価は、令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断することとされているが、 ①例えば、令和3年11月に新規指定を受ける訪問介護事業所についてはどのように取り扱えばよいか。 ②介護サービスと総合事業又は介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている訪問介護事業所の訪問回数は合算してよいか。	①個別の事情に応じて、令和3年11月、12月又は把握できる直近の1か月の訪問回数で請求してよいこととして差し支えありません。 ②合算してください。
5	施設系サービスにおいて、短期入所療養介護を空床利用で実施している場合の定員数の取扱いはどのようにすればよいか。	令和3年4月から9月の1日あたりの平均利用者数を定員数として用いることとします。（ただし、あらかじめ指定権者に定員数を届け出ている場合は、当該定員数を用いても差し支えありません。）

	質問内容	回答
6	<p>実施要綱3（3）イ（ア）の「令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染症対策に要する備品の購入費用」について、</p> <p>①令和3年10月1日から12月31日までの間に購入したものが対象か。</p> <p>②「衛生用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。</p> <p>③「感染症対策に要する備品」とは、どのような物が補助対象となるのか。</p> <p>④発注が令和3年10月1日から12月31日までの間に行われていれば、納品や支払いが令和4年1月1日以降となってもよいか。</p>	<p>①お見込みのとおりです。</p> <p>②については、マスク、手袋、消毒液その他の感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品を想定しています。体温計など使い捨て用品でないものは対象外となります。</p> <p>③については、パーテーション及びパルスオキシメーターです。左記の2つ以外は対象外となります。</p> <p>④納品や支払いが令和4年1月1日以降でも、10月1日から12月31日までの間に発注して購入が確定しているのであれば（見積りのみは不可）、補助対象として差し支えありません。</p>
7	<p>費用が確定していない段階における申請（概算による申請）は可能か。</p>	<p>本事業に要する費用が確定してから申請することを想定しています。</p>
8	<p>申請書類には、購入した物品の領収書等、支出した費用が分かる証拠書類の添付が必要か。</p>	<p>支出した費用の金額・品目等を申請書に記載すれば領収書等の証拠書類の提出は不要です。なお、領収書等の証拠書類は、介護事業所・施設において適切に整備保管し（事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存）、福島県等から求めがあった場合は速やかに提出する必要があります。</p>
9	<p>厚生労働省の医療機関等を対象とした令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援事業補助金の交付を受ける場合でも、本補助金を受けられるのか。</p>	<p>以下に掲げる事業所・施設であって、厚生労働省の医療機関等を対象とした令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受ける場合は、本事業の対象とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所 ・訪問看護事業所 ・居宅療養管理指導事業所 ・介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所 ・病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所 ・介護療養型医療施設
10	<p>債権譲渡をしているがどのように申請すればいいか。</p>	<p>この事業の補助金は介護事業所等へ支払います。</p> <p>申請期間は、令和4年1月15日（土）～令和4年1月31日（月）まで。（17:00必着）</p> <p>電子媒体又は紙の申請書を福島県高齢福祉課あて郵送してください。郵送方法は、簡易書留、一般書留又はレターパックプラスのみとしてください。その他の郵送方法での郵便事故に関する責任は負いかねます。</p> <p>申請者である法人等口座へ振り込みますので、申請書に加えて、法人等の振込先口座名（カナ含む。）、口座番号等がわかる預金通帳等の写しを添付してください。</p>